## 第13回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和2年12月18日(金) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 議場
- 3 議案
- (1) 議案第58号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第59号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の 件

(3) 議案第60号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の 件

(4) 議案第61号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

# 出席委員

農業委員 9名

 1番 佐川 修一
 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫

 4番 金沢 和則
 5番 芳賀 正幸 6番 緑川 一男

 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 コロナ対策のため招集なし。

欠席委員 なし

事務局 事務局長 武藤 伝

農地管理係長 三瓶 桂治 書 記 矢内 康裕

・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第13 回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番 近内貞夫委員 4番 金沢和則委員 を指名いたします。

事務局長

議事に入ります前に資料に誤りがありましたので訂正をお願いします。 議事日程のところですが、5番の議案(1)議案第57号ですが58号、 (2)が58号とありますが59号、(3)59号が60号、(4)60号 が61号に訂正お願いします。以上でございます。

#### (1) 議案第58号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは議事に入ります。議案第58号 農地法第3条第1項の規定に よる許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求め ます。
- 事務局長 (議案朗読)

なお、番号1、2につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可要 件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 農地法第3条第1項番号1について報告します。

調査日が令和2年12月13日の午前9時より担当したのが農業委員の遠藤委員と私と推進委員の小池さんで、立会人として譲受人の〇〇〇〇ということで現地を確認しました。

現地は、○○○○○○○から直進距離で西に700mほど行った○○ ○○○○○場所にあります。

譲受人の○○○○は現在石川町に住んでおりませんが、前回の農業委員会総会でお話あったように毎週石川に帰ってくるというので、譲渡人の○○○からこの土地を譲り受けるということになっております。取得後は現在もそうなんですけどもみょうが畑として耕作をしていくということ

でこの辺は確約をとっておりますので、なお住所が〇〇〇〇でございますけれども、そこは前回総会で認めていただいたと思いますので問題ないということでこの案件は問題ないと考えておりますので審議のほどよろしくお願いします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第58号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。
- ・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員 に報告を求めます。
- ・近内貞夫委員 農地法第3条1項2番譲渡人〇〇〇、譲受人〇〇〇の件を調査 した結果を報告いたします。

令和2年12月10日午前10時より当該地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇日か4 筆、地目牧場一部畑の現地において最適化推進委員の近内壽夫氏、円谷和 司氏、農業委員近内貞夫、譲受人〇〇〇の4名の立ち合いで調査しました。

譲渡人の申請理由は〇〇〇〇で、譲受人の申請理由は牧場を譲受し維持 管理しながら牧草を採集し畜産農家へ販売するとのことです。

周囲の耕作状況は道路東側の一部と南側の一部に畑があり、西側は概ね 山林であるので特段支障があるとは思われません。以上調査した結果、こ の案件は問題がないと思われますので、委員の皆様の審議をよろしくお願 いします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第58号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

## (2) 議案第59号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 続いて議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対す る意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

· 事務局長 (議案朗読)

なお、番号1についてですが事業計画者は資材置き場の建築を目的とし 今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

- ・議 長 只今説明のありました農地法第4条第1項番号1の規定による許可申請 番号1を調査した金沢和則委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 農地法第4条1項番号1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇十地でございますが、この土地は分筆されて〇〇〇〇〇〇〇〇〇になっておりますけども以前5条許可で許可になっていた土地なんですけれども、事業が完了する前に被設定人が亡くなったということで出し直しをするということになり一部事業が変わってこの土地に関しては資材置き場として許可の申請があがっております。現地調査は令和2年2月13日に実施しておりその後変わりがないため今回は特段現地調査は省略しております。

現地は第一種住居地域の用途地域内で先ほどあったように第3種農地ということで周辺の状況から転用することによって支障をきたす恐れはないということで問題はないものと考えますので、審議のほどよろしくお願いします。

・議 長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第59号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

### (3) 議案第60号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件 ・議 長 続いて議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す る意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## · 事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅建築 を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は太陽光発電施 設設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種で す。

農地法第5条第1項番号3についてですが事業計画者は集合住宅建築 を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種です。

農地法第5条第1項番号4についてですが事業計画者は建売住宅建築 を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。
- ・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項1番の農地転用の件を調査した結果を報告します。 調査日は12月11日午前9時から申請地で譲受人○○○、武藤事務 局長、三瓶係長、斎藤英幸推進委員、南條博推進委員と私を含めた6人で 現地調査いたしました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を西に200m入り、〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積262㎡の土地です。申請理由は一般住宅建設のための所有権移転に伴う申請です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇、職業〇〇〇です。譲渡人は〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇、〇〇〇です。

申請理由としては、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇と3人で住んでいますが手狭となり、以前から住宅取得を考えており今回実家からも職場からも近い土地であり申請となりました。申請地は都市計画区域内の第2種住居地域であり、周辺は宅地化されており土砂の流出や農業用用排水の有する機能に支障を及ぼすことはありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われますので皆様方の審議 よろしくお願いいたします。

・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第60号農地法第5条第1項番号1については承認するものと決定いたします。
- ・議 長 続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2を調査した金沢和則委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 農地法5条第1項番号2の調査結果ですがまず調査日が、令和2年12月11日、午前10時から。調査担当が農業委員の私と遠藤さんと推進委員の味原さん。それから武藤事務局長と三瓶係長ということで、立会人で〇〇〇〇がいらっしゃって確認をしました。

譲渡人は〇〇〇〇に住んでいるので耕作することが不可能であり、譲受人に売り渡す事によって有効活用につながることから売り渡すということになっております。

発電量が49.5kwで太陽光パネルは248枚設置ということであります。周辺に民家が点在するものの、パネルの反射による支障等については問題ないものと思われますので、以上調査した結果この案件については問題がないものと考えておりますので審議のほどよろしくお願いします。

・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議ないものと認め、議案第60号農地法第5条第1項番号2について 承認するものと決定いたします。
- ・議 長 続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3を調査した金沢和則委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 農地法5条第1項3番現地調査の報告でございます。申請地が○○○○○○○○と○○○○○○○○○○ということで、これは先ほど4条でお話した

ように一度令和2年3月19日の第3回総会で承認され許可が出たものですが、その後被設定人が亡くなったため、名前を変えてその際土地の敷地の一部を分筆して修正されたうえでの申請ということになります。

目的は前回と同じく集合住宅の敷地ということで現地調査は先ほど言ったように2月13日にすでに済んでおりその後変わりがないため省略しました。第一種住居地域の用途地域内ということで第3種農地となり、周辺の状況から転用することによって支障をきたす恐れはないと思われますので当案件について問題はないということでご審議をよろしくお願いします。

・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号3について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第60号農地法第5条第1項番号3については承認するものと決定いたします。
- ・議 長 続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号4を調査し た仲田昌勝委員に報告を求めます。
- ・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号4の農地転用の件を調査した結果を報告いたします。

12月11日午前9時30分から、申請地で譲受人の代理人〇〇〇〇、 武藤事務局長、三瓶係長、斎藤英幸推進委員、南條博推進委員、私を含め た6人で現地調査しました。

譲受人は○○○○○○、氏名○○○、職業○○○です。譲渡人は○○○○○○氏名 ○○○、職業○○○です。建売住宅敷地としての所有権移転に伴う転用許可申請です。

申請理由としては、当該地は〇〇〇〇に近接し、給排水施設が整備された町道にも接していることから、住宅用地として最適であり当該地を買い受けて販売したいとのことから本計画となりました。

土砂流出防止のため、雨水は浸透桝を設置し自然浸透させます。また、 南側の町道下の既設町水道から取水し、合併浄化槽で処理し南側の町道側 溝に排水することから付近に支障を及ぼしません。また、東側、西側とも 住宅地、北側は水路、南側は町道に接しており集団のうちの蚕食もありま せん。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われますので皆様方の審議 よろしくお願いいたします。

・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号4について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第60号農地法第5条第1項番号4については承認するものと決定いたします。

#### (4) 議案第61号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
- · 事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました農地集積計画について何かご意見等ございません か。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件に ついては承認するものと決定いたします。 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後1時52分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年12月18日 石川町農業委員会

	• •	
石川町農業委員会長		
議事録署名人	3番	
	 4番	
	-	